

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人青祥会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員である理事は常勤理事という。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （4）評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- （5）報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- （6）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。
- （7）退任慰労金とは、報酬のうち、常勤役員の退任に際しその功労に基づき支給される退職手当をいう。

（報酬の支給）

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

（報酬等の額の決定）

第4条 法人の全理事の報酬総額は、年間60百万円以内（退任慰労金を除く）とする。

- 2 法人の全監事の報酬総額は、年間50百万円以内とする。
- 3 法人の常勤理事の月額報酬は、別表1「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。
- 4 常勤理事各々の報酬月額は、「常勤理事俸給表」のうちから、評議員会の承認を得て決定するものとする。
- 5 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- 6 非常勤監事に対する報酬は、別記1「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- 7 個々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

（費用弁償）

第5条 法人は、役員及び評議員がその職務執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、旅費規程に準じて出張費として支払うことができる。

（退任慰労金の支給）

第6条 法人は、功労があったと認められる常勤役員に退任慰労金を支給することができる。

（退任慰労金の上限額）

第7条 退任慰労金は、常勤役員の退任時報酬月額に社会福祉施設職員等退職手当共済法第8条及び第9条、第9条の2、附則第3項及び第4項、第5項の規定に基づく支給乗率表別表

2 又は別表 3 の在任年数に応じた支給乗率を乗じて計算した額を上限とする。なお、常勤役員が職務執行上の死亡又は職務執行上の傷病により退任した場合は別表 3 を、その他の退任の場合は別表 2 の支給乗率を用いる。

2 在任年数は、1 年に満たない端数の日数月数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(退任慰労金の額の決定)

第 8 条 常勤理事の退任慰労金の額は、各々上限額の範囲内で理事会が決定する。

(報酬等の支給日)

第 9 条 常勤役員の報酬等（退任慰労金及び旅費を除く。）は、毎月 25 日に支給するものとする。なお、25 日が休日の場合は、その前日に支給する。ただし、常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。ただし、口座振込の場合は、当月分を翌月 25 日に支給するものとする。なお、25 日が休日の場合は、その前日に支給する。

3 退任慰労金は、原則として退任の日から 1 か月以内に支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第 10 条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意が得られれば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公 表)

第 11 条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 足)

第 13 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

(付 則)

この規程は、平成 13 年 7 月 1 日から施行（平成 14 年 3 月 28 日一部改正、平成 17 年 3 月 24 日一部改正、平成 21 年 4 月 1 日一部改正、平成 28 年 3 月 24 日一部改正）の「役員報酬および費用弁償規程」を廃止し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 6 月 17 日一部改定。

令和 6 年 6 月 13 日一部改定。

別記 1 「非常勤役員の報酬」

- (1) 理事会及び評議員会出席の場合、 謝金として1人一律35,000円
理事会の決議の省略を行った場合、 謝金として1人一律20,000円
ただし、理事会及び評議員会が同日に開催された場合において、両方の会議に
出席したときは、報酬額は1人一律40,000円を上限とする。

- (2) 理事会及び評議員会出席とは別途職務遂行の都度

1日 4時間未満	謝金として1人一律17,500円
1日 4時間以上	謝金として1人一律35,000円

別記 2 「評議員の報酬」

- 評議員会出席の都度、 謝金として1人一律35,000円
評議員会の決議の省略を行った場合、 謝金として1人一律20,000円

別表 1 「常勤理事俸給表」

号	月額 (円)
1	30,000
2	50,000
3	75,000
4	100,000
5	125,000
6	150,000
7	175,000
8	200,000
9	225,000
10	250,000
11	275,000
12	300,000
13	325,000
14	350,000
15	375,000
16	400,000
17	425,000
18	450,000
19	475,000
20	500,000

号	月額 (円)
21	600,000
22	700,000
23	800,000
24	900,000
25	1,000,000
26	1,100,000
27	1,200,000
28	1,300,000
29	1,400,000
30	1,500,000
31	1,600,000
32	1,700,000
33	1,800,000
34	1,900,000
35	2,000,000
36	2,250,000
37	2,500,000
38	2,750,000
39	3,000,000
40	3,250,000

別表 2 《普通退任》

「退任慰労金支給乗率表」

在任年数	支給乗率
1	0.5220
2	1.0440
3	1.5660
4	2.0880
5	2.6100
6	3.1320
7	3.6540
8	4.1760
9	4.6980
10	5.2200
11	7.7256
12	8.4912
13	9.2568
14	10.0224
15	10.7880
16	13.3893
17	14.6421
18	15.8949
19	17.1477
20	20.4450
21	22.1850
22	23.9250
23	25.6650
24	27.4050
25	29.1450
26	30.5370
27	31.9290
28	33.3210
29	34.7130
30	36.1050
31	37.1490
32	38.1930
33	39.2370
34	40.2810
35	41.3250
36	42.3690
37	43.4130
38	44.4570
39	45.5010
40	46.5450
41	47.5890
42	48.6330
43	49.5900
44	49.5900
45年以上	49.5900

※在任年数：1年未満は切捨

別表 3 《職務執行上死亡傷病退任》

「退任慰労金支給乗率表」

在任年数	支給乗率
1	0.870
2	1.740
3	2.610
4	3.480
5	4.350
6	5.220
7	6.090
8	6.960
9	7.830
10	8.700
11	9.657
12	10.614
13	11.571
14	12.528
15	13.485
16	14.877
17	16.269
18	17.661
19	19.053
20	20.445
21	22.185
22	23.925
23	25.665
24	27.405
25	29.145
26	30.537
27	31.929
28	33.321
29	34.713
30	36.105
31	37.149
32	38.193
33	39.237
34	40.281
35	41.325
36	42.369
37	43.413
38	44.457
39	45.501
40	46.545
41	47.589
42	48.633
43	49.590
44	49.590
45年以上	49.590

※在任年数：1年未満は切捨